

平成 19 年 8 月 29 日

A I U 保険会社

保険法見直しに関する中間試案に対する意見

AIU 保険会社は、ニューヨークに本社を置く保険・金融サービスグループ AIG (American International Group) の主要メンバー・カンパニーです。AIG グループは保険・金融サービス業界を中心に、130 以上の国・地域で事業展開しており、日本では AIU 保険会社のほか、アメリカンホーム保険会社、アリコジャパン、AIG スター生命、AIG エジソン生命など、グループ会社が多数営業しています。

AIU 保険会社は、1946 年に外資系損害保険会社として初めて日本における営業を開始し、昨年で日本での営業 60 周年を迎えており、元受正味保険料ベースで、日本で最大の外資系損害保険会社になっております。

日本損害保険協会加盟各社の合計の収入保険料において、傷害保険の比率は 15% 程度ですが、AIU 保険会社の場合は約 40% が傷害保険となっております。保険法見直しに関する中間試案に対する意見として、既に審議会でも各種検討がされておりますし、外国損害協会から総括的に意見を述べおられますので、AIU 保険会社からは、「傷害・疾病保険における被保険者同意」の項目に絞って、述べさせていただきます。

意見

損保商品と生保商品は商品特性が異なることから、人保険として一括りにし、単純に生保商品と同様のレベルで、被保険者の同意を求めることは適切ではない。

1. 損保商品と生保商品の相違点

商品特性が異なる。

- 損保商品は短期のパッケージ型、生保商品は長期のオーダーメイド型
- 損保商品には死亡だけの単独商品はない。
- 損保商品は期間 1 年、継続契約が多い、契約件数が多い。
煩雑な処理は契約者の利便性を損なう。
募集上、事務処理上の困難を伴う。
- 欧米の法律でも損保と生保商品は区別されている（フランス、ドイツ）。
アメリカ（ニューヨーク州）においては、被保険者の同意が必要なものから下記が除外されている。
 - ・団体もしくは包括傷害医療保険契約
 - ・家族保険
 - ・夫婦間や未成年（14 歳 6 ヶ月未満）の契約

2. 商品特性上等の問題点

- (1) 被保険者同意の取得に困難を伴う商品があること
（第 7 回会議資料より引用）
被保険者が不特定の契約形態
 - ・自動車保険の搭乗者保険

- ・施設入場者の傷害保険
- 被保険者が団体構成員の全員加入である契約形態（団体契約）
- ・学校契約団体傷害保険
- 家族をまとめて被保険者とする傷害保険
- ・家族傷害保険
- 即時締結の要請があるもの
- ・旅行保険

- (2) 販売方法に取得困難なものがあること
インターネット、通販、販売機等多様な販売方法が普及し定着

3. モラルリスク防止の観点

極めて例外的なモラル事故がクローズ・アップされ、大半の善良な契約者の利便性が損なわれる危険性がある。

例えば、海外旅行保険は年間数百万件の契約があり、手軽さ、即時性が求められている。

- 我が国の海外渡航者数は、年々増加しており、2004年度で16百万人
- 損保業界全体での海外旅行保険取扱件数は、数百万件
AIU 保険会社の年間取扱件数 = 百数十万件、保険金支払 = 約 11 万件

被保険者同意を取り付けた場合でも、モラル事故が防げる訳ではないこと。

モラル事故については保険会社としても被害の防止に努めてきており、一定の成果を挙げている。

以上